平成２１年（フ）第５１３号
和歌山県有田市箕島881番地１　パールハイツ102号
債務者　江川かをり
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１４号
和歌山市弁財天丁７番地
債務者　千川千彼子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１６号
和歌山市古屋67番地の７
債務者　西村　健次
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２０号
和歌山市吹屋町１丁目25番地
債務者　上田　哲生
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２１号
和歌山市船所70番地の19
債務者　中川　正子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２３号
和歌山市市小路98番地　コーポ池尾302
債務者　小森　理江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２４号
和歌山県橋本市東家１丁目２番14号フレグランスフクイ202号、住民票上の住所和歌山県橋本市東家１丁目２番14号
債務者　柳川　正輝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２９号
和歌山市西小二里１－４－５　レオパレス西浜第１　206号室、住民票上の住所和歌山県有田市宮崎町2221番地の４
債務者　中尾　匡孝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５３０号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1915番地１
債務者　椛山　　稔
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４号
和歌山市北中島１丁目９番45号　江川マンション301号
債務者　太田　祐治
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４９号
和歌山県橋本市三石台３丁目27番地の９―203
債務者　大山　寿子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５０号
和歌山県有田市宮崎町2296番地
債務者　橋中　春美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５４号
和歌山市善明寺615―27―25―303、住民票上の住所和歌山県岩出市山786番地の10　905号
債務者　岩井リエ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
山口県萩市大字平安古町537番地４
債務者　中村　竜次
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第６９号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｊ棟404号、前住所山口県萩市大字土原267番地３
債務者　山本恵里香（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第８５号
熊本県荒尾市荒尾1450番地２
債務者　山代　智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８９号
熊本県荒尾市大島町３丁目13番１号
債務者　北原　　博
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９１号
熊本県玉名市築地1563番地53
債務者　森奥　五月
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部